

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健、健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、母子保健、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健、健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健、健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>1. 母子保健 母子保健法(昭和40年法律第141号)等の規定に基づき、母子検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>2. 予防接種 予防接種法(昭和23年法律第68号)等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	<p>1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 健康管理ファイル 2. 訪問記録ファイル 3. 妊婦検診ファイル 4. 乳幼児健診ファイル 5. 予防接種ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 母子保健 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表 第70項 母子保健法 第10条等</p> <p>2. 予防接種 番号法 第9条第1項、別表 第14項、第126項 予防接種法 第5条等</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 (情報提供をする根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25、27、28、29、48、71、80、95、112、153の項 (情報照会をする根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 25、27、28、29、95、96、153、154の項 2. 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号) 第9条 3. 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号) 第10条等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-0010 愛媛県八幡浜市松柏乙1101 八幡浜市役所 市民福祉部 保健センター 母子保健係 TEL 0894-21-3122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを利用する際のID/パスワード入力など、アクセス権限の管理を行っている。 特定個人情報を扱う際のダブルチェックの実施等	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 1②事務の概要	①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務	①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個
平成29年4月20日	I 5②所属長	保健センター所長 大本 孝志	保健センター所長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	I 8連絡先	〒796-0021 愛媛県八幡浜市松栢乙1101 八幡浜市役所 市民福祉部 保健センター 母	〒796-0010 愛媛県八幡浜市松栢乙1101 八幡浜市役所 市民福祉部 保健センター 母	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	II 1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	II 2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	I 1③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携)	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携)	事前	
令和1年6月28日	I 5②所属長	保健センター所長	所長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
令和1年6月28日	II 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月26日	I 1②事務の概要	1. 母子保健 母子保健法(昭和40年法律第141号)等の規定	1. 母子保健 母子保健法(昭和40年法律第141号)等の規定	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月1日	I 3法令上の根拠	1. 母子保健 行政手続における特定の個人を識別するため	1. 母子保健 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月26日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第17、18、19、70項	1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第17、18、19、70、115の2項	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年2月26日	II 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	時点修正
令和3年2月26日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	時点修正
令和3年4月27日	I 1②事務の概要	1. 母子保健 母子保健法(昭和40年法律第141号)等の規定	1. 母子保健 母子保健法(昭和40年法律第141号)等の規定	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年4月27日	I 1③システムの名称	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携)	1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携)	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年4月27日	I 3法令上の根拠	1. 母子保健 行政手続における特定の個人を識別するため	1. 母子保健 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改訂版において、
令和3年6月21日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第17、18、19、70項	1. 番号法 (情報提供をする根拠)	事後	記載漏れに伴う修正であり、重要な変更には該当しない。
令和3年6月21日	II 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月30日	I 1②事務の概要	3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	事後	接種証明書には個人番号は含まれない等、特定個人情報
令和3年12月15日	I 3個人番号の利用	3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	事後	番号法第19条第4号の新設に伴う号数の繰り下げ。
令和4年2月15日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 (情報提供をする根拠)	1. 番号法 (情報提供をする根拠)	事後	記載誤りに伴う修正であり、重要な変更には該当しない。
令和6年4月30日	II 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	I 3法令上の根拠	番号法別表第一 第49、76項	番号法別表70の項	事後	法改正
令和7年7月31日	I 4②法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二 第16の2、17、18、19、70、115の2項	番号法主務省令第2条の表 第25、27、28、29、95、96、153、154の項	事後	法改正
令和7年7月31日	II 1対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	II 2取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正